

全国市長会
決議

令和3年6月9日
第91回全国市長会議決定

目 次

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急決議	1
新型コロナウイルス感染症対策に関する決議	3
新型コロナウイルス感染症拡大における 地域経済・雇用対策の充実に関する決議	6
東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議	8
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議	12
地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議	16
都市税財源の充実強化に関する決議	18
行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進 に関する決議	21
参議院議員選挙制度改革に関する決議	24

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急決議

4月23日、緊急事態宣言の発出に際し、菅内閣総理大臣から、新型コロナウイルスワクチン接種について、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組む方針が示された。

国においては、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用の加算等の特別措置を講じるとともに、大都市におけるワクチン接種を後押しするため、自衛隊の大規模接種センターを設置するなど、接種の加速化に向けた支援策を講じている。

我々都市自治体においても、新型コロナウイルス感染症が市民の命と健康を脅かし、地域経済にも極めて大きな被害を及ぼしていることから、こうした窮状を打開するためのワクチン接種について、安全を第一に接種体制を確保しつつ、地域の実情に応じて可能な限り迅速に、中断なく実施できるよう全力で取り組んでいるところである。

については、国は、都市自治体の現下の課題である高齢者接種の加速化及び高齢者接種以降の進め方等について、下記のとおり早急に特段の措置を講じられたい。

記

1. 高齢者接種の加速化に資する支援について

(1) ワクチン及び必要な物品等の安定供給等について

希望する高齢者に迅速に接種していくため、引き続き、国においてワクチン及び必要な物品等を確実に確保し、地域が必要とする量を安定的に供給するとともに、具体的な配分時期及び配分量等、接種の実施に必要な情報を個別の都市自治体に可能な限り迅速に提供すること。

(2) ワクチン接種の加速化に資する財政支援について

ワクチン接種を行う医師・看護師等を確保するため、個別接種医療機関の増加に資する接種費用の加算措置等がなされていることは一定の評価をする。

この他にも、集団接種会場の追加確保、臨時職員の増員、備品の追加購入、コールセンター・予約システムの強化、通常診療への影響を考慮した医療機関等への協力金等が必要であり、その経費についても、接種計画の前倒しの如何に関わらず、都市自治体に負担が生じないように、適切な財政措置を遺漏なく講じること。

(3) 国民等への周知について

国において、国民、医療機関等、地方自治体に対し、ワクチンの安全性・

有効性、副反応等の接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、希望する国民が確実に接種を受けられる旨のメッセージを発信するなど、国民が安心して冷静に接種を受けられるよう、十分な周知・広報に努めること。

2. 高齢者接種以降の進め方等について

(1) 高齢者接種以降の進め方について

高齢者接種の進捗状況に応じて、間断なく迅速に次の接種対象者に実施するための取組を進めていく必要があるが、予定どおりに加速化が進む都市自治体においては、64歳以下の接種に係るワクチン供給の見通しが困難な中で、接種計画を策定せざるを得ないのが実情である。

このため、新たに薬事承認されたワクチンも含めたワクチン供給の在り方、今後の接種スケジュール等の工程表や適切な方策を早期に示すとともに、国として、接種の進捗状況を検証した上で、ワクチンの配分を決定すること。

また、地域の実情に応じて円滑に実施できるよう、柔軟な運用を可能にすること。

さらに、国として集団免疫の獲得に向けた接種率の目安を示すこと。

(2) ワクチン接種体制の継続的確保のための財政措置について

高齢者への優先接種以降、市民への接種を間断なく迅速に実施するためには、多様な市民のニーズを踏まえつつ、地域の実情に応じた接種体制を構築する必要があることから、引き続き、補助対象の拡充も含め、機動的かつ弾力的な財政措置を講じること。

(3) 接種実施に係る広域的な支援について

医療従事者が不足している地域において、迅速かつ円滑にワクチン接種を進めるため、国において医師や看護師等の医療従事者の確保・派遣等を図り、広域的な支援策等を強化すること。

(4) ワクチン接種に関するシステムについて

ワクチン接種に関するシステムについては、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

我が国の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、令和3年3月上旬以降、大都市部を中心に新規感染者数の増加が高水準で推移し、重症者数も増加が見られるとともに、急速に変異株への置き換わりが進みつつあり、未だ収束の見通しがつかない。

我々都市自治体においても、市民の生命と生活を守るため、ワクチン接種を迅速かつ円滑に実施することはもとより、医療提供体制を強化するとともに、介護施設、保育施設及び教育の現場等において、万全な感染症対策を講じつつ、市民に寄り添ったサービスを維持し、提供できるよう全力で取り組んでいる。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

(1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師等の派遣などの医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や搬送に係る車両・人員等の体制強化について十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で発生する必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

(2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(3) 一般医療機関における感染拡大を防止するため、「地域外来・検査センター」の整備を推進するなど、必要な診療・検査体制を構築すること。

また、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じるとともに、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

(4) PCR検査の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、PCR検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

また、変異株の検査体制についても強化すること。

(5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を講じるとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保について

新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。

3. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであり、必要な情報の速やかな共有など、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を維持・強化すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れられることができるよう、引き続き、十分な広報・啓発を図ること。

- (3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

新型コロナウイルス感染症拡大における 地域経済・雇用対策の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症による我が国経済への影響は甚大であり、国においては、感染拡大と社会経済活動の両立に向け、経済、雇用等についての様々な対策が講じられてきている。

しかし、感染収束が見通せない現在、地域経済を担う中小企業・小規模事業者や農林漁業者等への事業継続と安定した雇用の確保については喫緊の課題であり、迅速かつ適切な支援策が強く求められている。

また、今後、感染の収束状況に応じて、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業等を対象とした消費喚起対策も適宜再開するなど、積極的な支援が必要である。

さらに、「新たな日常」の実現に向けた企業、人材の地方移転などの取組は、地方創生にもつながり、収束後の地域経済を牽引することが期待されている。

については、疲弊した地域経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、長期的かつ継続的な支援を実施することが極めて重要であり、国は、社会経済活動の活性化を図るため、下記事項について迅速かつ弾力的な支援を講じること。

記

1. 中小企業・小規模事業者等への支援

(1) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給、支給額の増額など、万全な対策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、支給の迅速化を図ること。

(2) 政府系金融機関による無利子期間の延長、民間金融機関による無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

(3) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。

(4) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

2. 農林漁業者等への支援の拡充

外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農林水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。

3. 観光振興に関する支援

- (1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
- (2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

4. 地域公共交通機関への支援

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

5. 公共事業による景気の下支え

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

6. 雇用の維持

- (1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、都市自治体等の意見を踏まえ、手続きの簡素化及び速やかな支給を図ること。
また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げること。
- (2) 雇いを維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないこと及び新型コロナウイルス感染症対策に配慮した企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して引き続き協力を要請すること。
また、国による相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 10 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、令和元年 12 月に『復興・創生期間』後における復興の基本方針」を閣議決定し、復興庁の設置期間を 10 年間延長して、引き続き内閣直属の組織とし、その事務を総括する等のため復興大臣を置き、復興事業予算の一括要求などの現行の総合調整機能を維持するとした。令和 3 年度から令和 7 年度までの「第 2 期復興・創生期間」も、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要である。また、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、国は、令和 3 年 4 月 13 日、汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」を 2 年程度の準備期間を経て、海洋放出により処分する方針を決定したが、今後、処理水が海洋放出されれば、水産業等への風評被害の発生は必至であり、甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 今後、関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了が危ぶまれる一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続的な対応が必要となることから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了す

- るまでの間、継続的な措置を講じること。
- (2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興の取組に必要な技術職員等の人材の確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
 - (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように十分な財政措置を講じること。
 - (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
 - (5) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、復興・創生期間後においても適切な財政措置を講じること。

2. 復旧・復興のための公共施設等の整備促進について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。
- (2) 港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図るとともに、必要なふ頭用地の造成や岸壁整備など、港湾機能の強化を図ること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。
また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。
- (2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。
また、風評・偏見の解消とそれに対する心の復興に関する対策や健康管理対策、被災市町村の状況に即した切れ目のない支援を行うこと。
- (3) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。

また、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

(4) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。

(5) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。

(6) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

また、トリチウムを含んだ処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。あわせて、風評被害を発生させないための対応について、対策費用も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討すること。

(7) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

(8) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(9) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(10) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

4. 原子力災害からの復興・再生について

(1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置の拡充等を図ること。

- (2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- (4) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の復興・創生期間後の更なる推進を図るため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた、産業集積や構想を支える人材育成などの具体的な取組を促進し、強力に支援すること。
- また、福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や水素を活用した開発等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。
- (5) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化を図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。
- (6) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むとともに、適格性について、評価、指導を含め、継続的かつ厳格に対応すること。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。近年においても、前線や台風による風水害が頻発しており、昨年令和2年7月豪雨による河川氾濫など、大規模な災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されている。また、本年も東日本大震災の余震と考えられる福島県沖地震が発生したが、今後も南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大により、避難所の確保や、感染症対策に配慮した運営も課題となっている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。また、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、本年5月に災害対策基本法が改正されている。

さらに、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。
- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保す

ること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

- (3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。
また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の

強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。

(4) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

(5) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

(6) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

(2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

(3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和4年度以降も継続的に図ること。

(4) 災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告・指示の一本化については、国民への十分な周知による理解を図るとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に当たっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、積極的に支援すること。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (4) 被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
- (5) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係について

新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。

また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

8. 公立小・中学校の整備費について

学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

新型コロナウイルス感染症により、人々の意識や行動に大きな変化が生じている。この機を捉え、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変え、分散型国土の具現化を図っていくことが必要である。

また、人々の接触機会が減少し、孤独・孤立の問題が一層深刻化し顕在化してきており、国においては、包括的に支援する施策を盛り込んだ政策パッケージを早急に提示し、誰ひとり取り残されずに互いに支え合う社会を構築することが肝要である。

地方への新たなひとの流れの創出に向け、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方創生テレワーク交付金等による移住等の推進など、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進すること。

また、A I 等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でS o c i e t y 5.0 が実現できるよう、5 G・光ファイバ等のI C Tインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

さらに、自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、各種対策に必要な額を積極的に措置すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題であり、国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の経済は依然として厳しい状況が続いており、地方税財政を取り巻く環境は、より深刻な状況となっている。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

このような状況の下、地方が責任を持って感染症の拡大防止を図り、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するためには、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図っていくべきである。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保）

新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。

（地方一般財源総額の確保）

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、令和4年度においても、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によるこ

となく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素

化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進 に関する決議

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

このような中、第204回通常国会において、IT基本法の全面的な見直しや、デジタル社会の形成に関する司令塔であるデジタル庁を設置すること等を内容とするいわゆるデジタル改革関連法が成立した。

今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、デジタル社会の実現に向け、様々な分野での取組が本格的に始動することになる。

こうした状況の下、都市自治体においては、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

また、政府は、令和3年度を「GIGAスクール元年」と位置付け、GIGAスクール構想の実現に伴う1人1台端末の積極的な活用を推進していくとしている。しかし、都市自治体では、将来にわたって発生する端末・校内ネットワークの整備・更新・維持・管理に係る事務負担及び財政負担、ICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 行政のデジタル化の推進について

(1) デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、今後提示予定の「(仮称)自治体DX推進手順書」をはじめ都市自治体の取組を確実に支援すること。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

(2) マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

(3) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにしているが、すべての都市自治体が標準準拠システムに移行できるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。

(4) 5Gなどの情報通信基盤は地域の発展に不可欠な21世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

(5) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないように、早期のガイドライン等の提示をはじめ、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

2. GIGAスクール構想について

(1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、ICT環境の維持・改善、端末や関連機器の更新等について、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国

の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和元年7月に行われた合区による2度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除く鳥取、島根、徳島の3県は過去最低の投票率を更新する結果となっており、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、この選挙では、比例代表選挙に特定枠制度が導入されたが、合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度ではなかった。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

次回の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会